

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰により経営に影響を受けている中小貨物運送事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽（けん）引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

(2) 事業用自動車

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条第1項第2号に規定する、事業の用に供する自動車をいう。

(3) 一般貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

(4) 特定貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第3項に規定する、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

(5) 貨物軽自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

(6) 中小貨物運送事業者

資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であって、関東運輸局神奈川運輸支局において一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業若しくは貨物軽自動車運送事業の許可を受けた、又は届出を行った

法人若しくは個人をいう。

(7) 車検証

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 1 項に規定する、自動車検査証をいう。

(交付対象事業者)

第 3 条 支援金の交付対象は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす事業者又は知事が必要と認める事業者とする。

- (1) 令和 6 年 7 月 1 日までに貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受けた、又は届出を行った中小貨物運送事業者であること
- (2) 令和 7 年 3 月 1 日時点において、前号に規定する事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること

(交付対象車両)

第 4 条 支援金の交付対象車両は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす車両又は知事が必要と認める車両とする。

- (1) 化石燃料を使用して自ら走行する自動車（二輪の自動車を除く。）であること
- (2) 令和 6 年 7 月 1 日までに次のいずれかの要件を満たしており、車検証に記載された有効期間の満了する日が令和 7 年 3 月 1 日以降であること（更新の場合を含む）
 - ア 関東運輸局神奈川運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において道路運送車両法第 4 条に規定する登録及び第 58 条に規定する検査を受けた自動車
 - イ 軽自動車検査協会神奈川事務所又は管内支所において道路運送車両法第 58 条に規定する検査を受けた軽自動車
- (3) 第 2 条第 2 号に規定する事業用自動車であること
- (4) 前条に定める交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用していること

(交付額)

第 5 条 交付額は、前条に規定する車両に対し、それぞれ別表のとおりとする。

(交付申請)

第 6 条 支援金の申請を行う事業者（以下「申請事業者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に定める添付資料を添えて、別に定める期日までに申請を行わなければならない。ただし、申請事業者のうち、令和 6 年 7 月 29 日から 11 月 25 日に申請を受け付けた交付決定者（以下「既交付決定者」という。）に

については、神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書（令和6年7月29日から11月25日申請受付分交付決定者用）（第1－2号様式）を提出しなければならない。なお、既交付決定者は申請内容に変更がない場合、次に定める添付資料のうち(2)及び(4)、(5)、(7)について書類の添付を省略できる。

- (1) 申請対象車両一覧（第2号様式）
- (2) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出書若しくは変更等届出書の控えその他これらに準ずるものとして知事が認める書類のいずれかの写し
- (3) 申請車両の車検証の写し（電子車検証の場合は、ICタグの情報を含む）又は自動車検査証記録事項の写し
- (4) （個人のみ）自動車運転免許証等、別に定める本人確認書類の写し
- (5) （法人のみ）役員等氏名一覧表（第3号様式）
- (6) 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、資格の確認に必要と認める書類

（暴力団排除）

第7条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請事業者が次の各号に該当する場合は、支援金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、必要に応じ支援金等の交付を受けようとする者又は支援金の交付を受けた者（以下「支援事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、支援事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（状況報告及び調査）

第8条 知事は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、申請事業者に対し、その報告を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を

行うものとする。

(交付決定)

第9条 知事は、第6条の規定による申請があったときは、審査のうえ、その適否を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付決定通知書(第4号様式)(以下「交付決定通知書」という。)により申請事業者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。

ただし、不交付とした場合には、神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金不交付決定通知書(第5号様式)により申請事業者に理由を付して通知するものとする。

(申請の取下等)

第10条 申請事業者は、神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付申請取下書(第6号様式)を提出することにより、申請の取下げを行うことができる。

2 前項に規定する場合において、規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過する日までとする。

3 第6条の規定による申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実と異なることが判明した等の場合で、申請事業者に対し必要な補正を求めたにもかかわらず、その日から3週間以内に補正が行われなかった場合は、第1項による申請の取下げがあったものとみなす。

4 前条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、県が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、第1項による申請の取下げがあったものとみなす。

5 第1項及び前2項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなす。

(交付決定の取消及び返還命令)

第11条 知事は、申請事業者が、次のいずれかに該当したときは、当該申請者に対して神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付決定取消書(第7号様式)を交付することにより、当該交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支援金の交付を受けている場合には、神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金返還命令書(第8号様式)を交付することにより、速やかにその返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によることが明らかであるとき。

(2) 第3条及び第4条各号の要件に該当しないことが判明したとき。

(3) 第6条の交付申請書又は同条各号の添付書類の内容について、事実と異なることが判明したとき。

- (4) 第7条第1項各号に該当したとき。
- (5) 規則第7条第1項の規定による申請の取下げがあったとき。
- (6) その他この要綱の規定又は第9条の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(書類の整備等)

第12条 支援事業者は、支援金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

3 支援事業者が法人である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行する。

別表

種別	交付額
一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車	1台あたり 24,000円
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車	1台あたり 10,000円